

第51回衆議院議員総選挙のお知らせ

- 衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）
- 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **2月8日（日）**

投票所	時間
飯館村役場	午前 7時～午後 6時まで
いいの交流館	午前 7時～午後 6時まで

※いいの交流館は、福島市役所飯野支所前の道路はさんで向かいの建物です。

※いいの交流館で投票できるのは、2月7日と8日の2日間のみになります。

投票日に投票できない方は

- 期日前投票制度 又は 不在者投票制度を利用しましょう!!
- 避難先の市区町村で不在者投票ができます!!

◆ 期日前投票の場所・期間または期日・時間

衆議院議員総選挙 1月28日（水）～2月7日（土）

國民審査 2月 1日（日）～2月7日（土）

※衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、2月1日（日）以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

期間又は期日	期日前投票所	時間	【別紙】位置図 アルファベット
1月28日（水）～ 2月7日（土）	飯館村役場	午前8時30分～ 午後8時まで	A
2月7日（土）	サンライフ南相馬	午前9時00分～ 午後6時まで	B
2月7日（土）	いいの交流館	午前9時00分～ 午後6時まで	C

・後日送付される投票所入場券ハガキ（裏面）の宣誓書に、記入日、氏名、生年月日を事前に記入いただきながら期日前投票所にお越しいただくようご協力ください。

※当日投票日ならびに期日前投票日の投票所は、同封の投票所位置図をご参照ください。

※いいの交流館は、福島市役所飯野支所前の道路はさんで向かいの建物です。

※いいの交流館で投票できるのは、2月7日と8日の2日間のみになります。

(不在者投票については、次ページをご覧ください。)

※不在者投票の請求をされた方は、投票用紙等の返還がない限り、期日前・当日投票はできません。

不在者投票の期間・時間等

選挙の種類	投票用紙等の請求期間	不在者投票のできる期間	不在者投票のできる時間
衆議院議員総選挙 (小選挙区・比例代表)	～2月7日(土)	1月28日(水) ～2月7日(土)	8:30～20:00
最高裁判所裁判官国民審査		2月1日(日) ～2月7日(土)	

※ 全ての事務手続きを郵便により行いますので、時間に余裕をもって請求・投票等を行ってください。(下記の手続きを参照願います。)

※ 指定病院・老人ホームでの不在者投票については、施設長等に依頼してください。

※公示前であっても不在者投票用紙等の請求を行うことができます。ただし、投票用紙等の送付は公示日（1月27日）以後となります。（国民審査の投票用紙等は2月1日以降に発送されます。）

◆ 不在者投票の手続き

① 投票用紙等を請求する



投票用紙等を郵便で
飯館村選管に請求
する。

※ 同封の「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、飯館村選挙管理委員会へ郵送してください。1人につき1枚必要となります。

(メールやFAXでの請求はできません。)

※ 「不在者投票請求書・宣誓書」は、村のホームページからダウンロードしてください。また、村選挙管理委員会へ連絡頂ければ郵送します。

※ 「不在者投票請求書・宣誓書」の記載例を参考に記入してください



② 投票用紙等を受け取る



避難先の自宅で投
票用紙等を受け取
る。

郵送された封筒(投票用紙、投票用封筒(外封筒、内封筒)、不在者投票証明書)を受け取って下さい。

**【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないで
ください。投票ができなくなります。**



③ 避難先（滞在地）の市区町村で投票する



避難先の不在者投
票所で投票する。

受け取った封筒を持参して、滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票する。

※ 原則、投票できる時間は**午前8時30分～午後8時まで（執務時間内）**となっていますが、市役所（役場）の支所・出張所等が不在者投票所の場合は、午後8時まで投票ができないこともあります。投票するにあたっては、避難先（滞在地）の市区町村へお問い合わせください。

**【注意】不在者投票は、郵便で送致されますので、できるだけ2月5日(木)
までに不在者投票を行ってください。**

飯館村選挙管理委員会 (TEL : 0244-42-1611)